

令和7年度 自動運転の拡大に向けた調査検討委員会

令和7年10月1日（水）
第1回 事務局資料

検討の背景・目的

- 令和6年度は、「AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ」報告書の指摘を踏まえ、ロボットタクシーの実装を念頭に置き、現在の技術水準において、開発者側が自動運転車の実装に当たり課題となり得ると認識している交通ルールに関し、自動運転車を含む全ての交通の安全と円滑を確保するという観点から、課題の有無・対応方法について論点整理を実施。
- その結果、以下の点を確認。
 - ・ 交通ルールは、交通の安全と円滑を確保する観点から、自動運転車を含む全ての交通参加者に対して共通に適用されなければならない。自動運転車の開発・普及のために、既存の交通参加者に負担を強いるような交通ルールの設定は、自動運転車が交通社会で共存するという観点からは、社会の理解が得られない。
 - ・ 自動運転車は交通法規を遵守することに加えて、有能で注意深い人間の運転者（Competent and careful human driver (CCD)）と同等以上の安全性を有するべきとする国際的な車両開発の安全基準が、道路交通安全の観点からも有用である。
- 今後の課題として、以下の点等を抽出。
 - ① 開発者等の事業者との継続的なコミュニケーションを通じて、CCDによる運転行動の具体的な内容を明らかにしていくべき。
 - ② 自動運転車が公道上でスタックした際の警察等との連携のあり方について事業者向けに指針を示すべき。

本年度調査研究の進め方

- ① CCDによる運転行動の内容の具体化を目的とした開発者等の事業者との継続的なコミュニケーション
 - CCDに関し、具体的にどのような安全水準が求められるのか可能な限り明らかにすべく、自動運転車の走行に当たり課題となり得る道路交通上の具体的な場面において、その解釈をより明確化すべきと考えられる交通ルールについて、書面でのヒアリングを実施。
 - 10月中をめどに、聴取したヒアリング結果に基づき、警察庁が事業者との意見交換を実施。
 - 意見交換の結果やヒアリング結果については、警察庁ウェブサイトで公表。
- ② 自動運転車が公道上でスタックした場合の取扱い（本調査検討委員会での議論）
 - 自動運転車が公道上でスタックした場合に、警察等の指示に応じて当該自動運転車を適切な場所へと速やかに移動させることができるように、自動運転車に対する遠隔からの支援も含めた事業者が行うべき対応方法について整理・検討。
 - 検討結果を踏まえ、事業者に示すガイドライン等を公表。

本調査検討委員会での具体的な検討内容

検討の目的

- 道路交通法の観点から、交通の円滑を確保するために、自動運転車のスタック時における車両操作の主体、車両操作の具体的な手続を明らかにする。
- 特に、システムが車両操作の主体となる領域（遠隔助言（仮称）の領域）を明確にした上で、特定自動運行終了後の人間が主体となって車両を移動させなければならない領域において、取るべき具体的な手続を検討する。

検討の流れ

- ① 道路交通法の観点から見た無人移動サービス車両の特定自動運行の終了時の対応の整理を説明
- ② 自動運転車による物流・旅客事業を実施（又は計画）している事業者から、自動運転車がスタックした場合に、当該自動運転車に対する遠隔からの支援も含めて、どのような措置を講じているか（又は講じることを計画しているか）を聴取。
- ③ 道路交通法上許容される措置の具体的な実施方法について、警察・消防の現場の混乱を防ぐため、事業者間で統一すべき要素を洗い出し。

道交法の観点から見た無人移動サービス車両の特定自動運行の終了時の対応の整理①

車両操作の
主体

システム

論点②

遠隔助言（仮称）
（特定自動運行用自動車
への情報・助言の提供）

特定自動運行

論点①

特定自動運行の終了

法律上の対応の
要否の確認

- ・ 警察官指示
- ・ 緊急自動車等の接近等
- ・ 違法駐車
- などの状況が認められる場合

特定自動運行主任者による
必要な措置

論点④

特定自動運行主任者等による
現場措置を行う警察・消防への対応

論点⑤

複数車両がスタックした場合における
特定自動運行主任者の対応

論点③

- ・ 人による駆け付け・運転※
- ・ 遠隔運転

※ 運転には、ゲームコントローラ等の特別装置による特定自動運行用自動車の操作を含む。

人間
特定自動運行主任者

論点①

「特定自動運行の終了」の整理

- 特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、法が規定する措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならない。(道路交通法第75条の21第2項)

【特定自動運行が終了したときの措置】

- 警察官の現場における指示等に従って通行させるための措置 (道路交通法第75条の22第1項)
- 緊急自動車又は消防用自動車の通行を妨げないようにするための措置 (同条第2項)
- 違法駐車と認められる場合の駐車方法の変更等 (同条第3項) 等

- 道路交通法上、「特定自動運行に当たらない場合」と「特定自動運行が終了する場合」として次の場合が規定。

【特定自動運行に当たらない場合】

- 自動運行装置が当該自動運行装置の使用条件を満たさなくなった場合 (道路交通法第2条第1項第17号の2)
- 特定自動運行用自動車が整備不良車両に該当することとなった場合 (道路交通法第2条第1項第17号の2)

【特定自動運行が終了する場合】

- 遠隔監視装置が正常に作動していないことを認めた特定自動運行主任者が特定自動運行を終了させるための措置を講じた場合 (道路交通法第75条の21第1項)

- 特定自動運行中に「特定自動運行に当たらない場合」に該当し、自動運転車が停止した場合は、「特定自動運行が終了したとき」に含まれると解してよい。
- 上記以外に、特定自動運行が終了したときとして整理し、本調査検討委員会の中で議論することが必要な類型があるか。

道交法の観点から見た無人移動サービス車両の特定自動運行の終了時の対応の整理③

スタックした自動運転車に対する関与としては、自動運行装置による自律的な運行を継続させるために遠隔から行うもの（論点②）と、遠隔から又は駆け付けにより運転者が運転するもの（論点③）が観念されるのではないか。

論点②

遠隔助言（仮称）の範囲

論点①に関連し、「人間が特定自動運行用自動車に何らかの情報又は助言を提供するが、あくまでも自動運行装置による判断が行われるための提供にとどまるもの」については、遠隔助言（仮称）とした上で、特定自動運行が継続中であると整理できるか。

- 人による情報又は助言の提供が、遠隔助言（仮称）として許容される範囲は何か。

論点③

「必要な措置」を講じるための方法としての遠隔運転や特別装置による自動車の運転の許容性・範囲

- 特定自動運行が終了した場合に特定自動運行主任者が講じなければならない「必要な措置」（道路交通法第75条の22）として、遠隔運転や特別装置による自動車の運転を行うことが考えられる。
- 「必要な措置」として、特定自動運行主任者による遠隔運転や特別装置による運転は許容されるか。許容されるのはどのような場合か。

道交法の観点から見た無人移動サービス車両の特定自動運行の終了時の対応の整理④

論点④

警察・消防の現場措置との関係で、特定自動運行主任者側が行うべき事項としてあらかじめ整理しておくべきスタック時の対応

- 昨年度の海外調査研究により、海外では警察・消防の現場措置との関係で、次の問題が発生していることが判明。
 - ① 警察の指示に従って車両を速やかに移動させることができない。
 - ② 警察・消防等の現場対応者が緊急の場合に当該車両を動かすことができない。
 - ③ 外見上、自動運転車の「停車」のステータスが分からない。
 - ④ 緊急時に、事業者の反応が遅い。
- 上記問題に対処すべく、時間的な要件も含め、スタック時に備えて事前に又は現場において特定自動運行主任者に求めるべき事項は何か。

論点⑤

複数台の車両がスタックした場合における特定自動運行主任者同士の協力のあり方

- 道路上で複数台の特定自動運行用自動車が同時にスタックした場合、車両が相互に連携して移動しなければ解消されないことが想定される中、
 - ① 単一の主体が運行する複数台の車両によるスタックが発生した場合
 - ② 複数の主体が運行する複数台の車両によるスタックが発生した場合において、特定自動運行主任者は、互いにどのように協力して対応すべきか。

今後のスケジュール（案）

令和7年



10月1日 第1回調査検討委員会 ◀

- 本年度の調査研究の概要：検討の方向性を議論
- 事業者からの発表



10月中めど 事業者との意見交換会



11月頃 第2回調査検討委員会（※1）

- 論点①「特定自動運行の終了」の整理」及び論点②「遠隔助言（仮称）の範囲」について議論



12月頃 第3回調査検討委員会（※1）

- 論点③「必要な措置としての遠隔運転等の許容性・範囲」、論点④「警察・消防との関係から整理すべきスタック時の対応」及び論点⑤「複数車両によるスタック時の協力」について議論
- 事業者との意見交換会の結果報告【P】
- 海外調査研究の実施方針【P】

令和8年



1月頃 海外視察【P】



2月頃 第4回調査検討委員会（※1）

- ガイドライン等の方向性について議論
- 海外調査研究の結果報告【P】



3月 調査研究報告書の取りまとめ・公表

（※1）検討状況に応じて開催時期及び回数を調整することも想定。